

第一号議案

大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月十一日提出

大分県教育委員会教育長 岡 本 天 津 男

大分県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

(大分県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第一条 大分県教育委員会行政組織規則(昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表の特別支援教育課の項中「指導班」の下に「、新設特別支援学校開校準備班」を加え、同表の体育保健課の項中「競技力向上対策班」の下に「、全国高校総体準備班」を加える。

第八条の二に次の一号を加える。

十 新設特別支援学校開校準備に関する事。

第十一条の四に次の一号を加える。

十五 令和六年度全国高等学校総合体育大会の開催準備及び当該大会に係る競技力向上対策に関する事。

(宿日直手当の額を定める規則の一部改正)

第二条 宿日直手当の額を定める規則(昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「大分県立国東高等学校双国校、」を削る。

(大分県立図書館管理規則の一部改正)

第三条 大分県立図書館管理規則(昭和三十九年大分県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表のサービス課の項中「調査相談・郷土情報担当」を「情報サービス担当、郷土資料利用担当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日（令和四年四月一日）から施行する。

提案理由

令和六年度に開校予定の大分地区新設特別支援学校の開校準備のため、特別支援教育課に新設特別支援学校開校準備班を設置するとともに、同年度に北部九州四県で合同開催予定の全国高等学校総合体育大会の開催準備のため、体育保健課に全国高校総体準備班を設置するなど、組織の改正等を行いたいので提案する。

○大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第一条〜第三条（略）

第一条〜第三条（略）

第二章 教育庁
第一節 本庁の組織

第二章 教育庁
第一節 本庁の組織

（課、所、室又は班の設置及び名称）
第四条 教育庁の本庁に、次の表の上欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の下欄に掲げる班を置く。

（課、所、室又は班の設置及び名称）
第四条 教育庁の本庁に、次の表の上欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の下欄に掲げる班を置く。

課名	班の名称
（略）	（略）
特別支援教育課	企画・整備班、指導班、 <u>新設特別支援学校開校準備班</u>
（略）	（略）
体育保健課	管理予算班、学校保健・食育班、 <u>学校体育班、生涯スポーツ班、競技力向上対策班、全国高校総体準備班</u>

課名	班の名称
（略）	（略）
特別支援教育課	企画・整備班、指導班、 <u>新設特別支援学校開校準備班</u>
（略）	（略）
体育保健課	管理予算班、学校保健・食育班、 <u>学校体育班、生涯スポーツ班、競技力向上対策班</u>

2 （略）

2 （略）

第五条〜第八条（略）

第五条〜第八条（略）

（特別支援教育課の分掌事務）
第八条の二 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。

（特別支援教育課の分掌事務）
第八条の二 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。

- 一〜九 （略）
- 十 新設特別支援学校開校準備に関すること。

- 一〜九 （略）
- （新設）

第九条く第十一条の三 (略)

(体育保健課の分掌事務)

第十一条の四 体育保健課においては、次の事務をつかさどる。

一く十四 (略)

十五 令和六年度全国高等学校総合体育大会の開催準備及び当該大会に係る競技力向上対策に関すること。

第十一条の五く第三十三条 (略)

第九条く第十一条の三 (略)

(体育保健課の分掌事務)

第十一条の四 体育保健課においては、次の事務をつかさどる。

一く十四 (略)

(新設)

第十一条の五く第三十三条 (略)

○宿日直手当の額を定める規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（略） （特殊な宿日直勤務等の額）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき六千円とする。ただし、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる宿日直勤務のうち、勤務時間が五時間未満の日直については、三千五百円とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 大分県立大分雄城台高等学校、大分県立大分鶴崎高等学校、大分県立佐伯鶴城高等学校、大分県立竹田高等学校、大分県立日田高等学校及び大分県立中津南高等学校に勤務する教育職員がその附属する集団宿泊研修施設において生徒の生活指導等のために行う宿直勤務</p> <p>五（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>第一条（略） （特殊な宿日直勤務等の額）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき六千円とする。ただし、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる宿日直勤務のうち、勤務時間が五時間未満の日直については、三千五百円とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 大分県立国東高等学校双国校、大分県立大分雄城台高等学校、大分県立大分鶴崎高等学校、大分県立佐伯鶴城高等学校、大分県立竹田高等学校、大分県立日田高等学校及び大分県立中津南高等学校に勤務する教育職員がその附属する集団宿泊研修施設において生徒の生活指導等のために行う宿直勤務</p> <p>五（略）</p> <p>3（略）</p>

○大分県立図書館管理規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行															
<p>第一条（略） （課及び担当の設置） 第二条 図書館に、次の表の上欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の当該下欄に掲げる担当を置く。</p>		<p>第一条（略） （課及び担当の設置） 第二条 図書館に、次の表の上欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の当該下欄に掲げる担当を置く。</p>															
<table border="1"> <tr> <td>課名</td> <td>担当名</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>サービス課</td> <td>児童サービス担当、 資料利用担当</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	課名	担当名	（略）	（略）	サービス課	児童サービス担当、 資料利用担当	（略）	（略）	<table border="1"> <tr> <td>課名</td> <td>担当名</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>サービス課</td> <td>児童サービス担当、 調査相談・郷土情報担当</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	課名	担当名	（略）	（略）	サービス課	児童サービス担当、 調査相談・郷土情報担当	（略）	（略）
課名	担当名																
（略）	（略）																
サービス課	児童サービス担当、 資料利用担当																
（略）	（略）																
課名	担当名																
（略）	（略）																
サービス課	児童サービス担当、 調査相談・郷土情報担当																
（略）	（略）																
<p>第三条～第八条（略）</p>		<p>第三条～第八条（略）</p>															

大分県教育委員会行政組織規則等の一部改正について

1 改正を行う規則

- (1) 大分県教育委員会行政組織規則（昭和39年大分県教育委員会規則第6号）
- (2) 大分県立図書館管理規則（昭和39年大分県教育委員会規則第7号）
- (3) 宿日直手当の額を定める規則（昭和37年大分県教育委員会規則第3号）

2 改正理由

- (1) 令和6年4月に開校予定の大分地域の新設特別支援学校の開校準備及び令和6年度に北部九州4県（大分、福岡〔幹事県〕、佐賀、長崎）で合同開催予定の全国高等学校総合体育大会の開催準備のため、令和4年度の組織改正に必要な規則改正を行うもの
- (2) 著作権法の一部改正に伴い情報提供サービスの充実を図るとともに、郷土資料の利用に関する県民ニーズに対応するため、令和4年度の組織改正に必要な規則改正を行うもの
- (3) 大分県立学校の設置に関する条例（昭和39年大分県条例第57号）の一部改正に伴う、大分県立国東高等学校双国校の廃止によるもの

3 主な改正内容

- (1) 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正
 - ① 「特別支援教育課」内に「新設特別支援学校開校準備班」を新設（第4条、第8条の2関係）
 - ② 「体育保健課」内に「全国高校総体準備班」を新設（第4条、第11条の4関係）
- (2) 大分県立図書館管理規則の一部改正

「調査相談・郷土情報担当」を「情報サービス担当」と「郷土資料利用担当」に改組する。（第4条関係）
- (3) 宿日直手当の額を定める規則の一部改正

「大分県立国東高等学校双国校」を削る。（第2条第2項関係）

4 施行期日

公布の日（令和4年4月1日）

令和4年度教育庁組織（本庁）の改正

令和3年度 教育庁組織	
教育改革・企画課	総務班 改革企画班 広報・調整班 法務班 経理班
教育デジタル改革室	教育デジタル改革班
教育人事課	企画・研修班 教育庁人事班 小中学校人事班 県立学校人事班 採用試験・免許班 給与制度班 給与管理班
教育財務課	企画・予算班 学校運営支援班 施設管理班
福利課	管理予算班 健康支援班
学校安全・安心支援課	安全・安心企画班 いじめ・不登校対策班 学校防災・安全班
義務教育課	管理予算班 義務教育指導班 幼児教育推進班 学力向上支援班
幼児教育センター	
特別支援教育課	企画・整備班 指導班
高校教育課	管理予算班 高校教育指導班 産業教育指導班 高校改革推進班 グローバル人材育成推進班
社会教育課	管理予算班 生涯学習推進班 社会教育班
人権教育・部落差別解消推進課	管理予算班 人権教育推進班
文化課	教育文化班 文化財班
体育保健課	管理予算班 学校保健・食育班 学校体育班 生涯スポーツ班 競技力向上対策班
14課所室（12課1所1室）	

令和4年度 教育庁組織	
教育改革・企画課	総務班 改革企画班 広報・調整班 法務班 経理班
教育デジタル改革室	教育デジタル改革班
教育人事課	企画・研修班 教育庁人事班 小中学校人事班 県立学校人事班 採用試験・免許班 給与制度班 給与管理班
教育財務課	企画・予算班 学校運営支援班 施設管理班
福利課	管理予算班 健康支援班
学校安全・安心支援課	安全・安心企画班 いじめ・不登校対策班 学校防災・安全班
義務教育課	管理予算班 義務教育指導班 幼児教育推進班 学力向上支援班
幼児教育センター	
特別支援教育課	企画・整備班 指導班 新設特別支援学校開校準備班
高校教育課	管理予算班 高校教育指導班 産業教育指導班 高校改革推進班 グローバル人材育成推進班
社会教育課	管理予算班 生涯学習推進班 社会教育班
人権教育・部落差別解消推進課	管理予算班 人権教育推進班
文化課	教育文化班 文化財班
体育保健課	管理予算班 学校保健・食育班 学校体育班 生涯スポーツ班 競技力向上対策班 全国高校総体準備班
14課所室（12課1所1室）	

令和4年度地方機関・教育機関（学校を除く）

令和3年度 地方機関・教育機関（学校を除く）組織	
中津教育事務所	総務課 指導課
別府教育事務所	総務課 指導課
大分教育事務所	総務課 指導課
佐伯教育事務所	総務課 指導課
竹田教育事務所	総務課 指導課
日田教育事務所	総務課 指導課

教育センター	総務企画部 総務担当、企画・調査研究担当 教科研修・ICT推進部 基本研修担当、専門研修担当 特別支援教育部 教育相談部
くじゅうアグリ創生塾	事業課
大分県立図書館	総務企画課 総務企画担当、資料管理担当 サービス課 児童サービス担当 調査相談・郷土情報担当 学校・地域支援課 図書館・学校支援担当 地域学習支援担当
香々地青少年の家	事業課
九重青少年の家	事業課
歴史博物館	総務課 企画普及課 学芸調査課
先哲史料館	
埋蔵文化財センター	総務課 企画普及課 調査第一課 調査第二課

令和4年度 地方機関・教育機関（学校を除く）組織	
中津教育事務所	総務課 指導課
別府教育事務所	総務課 指導課
大分教育事務所	総務課 指導課
佐伯教育事務所	総務課 指導課
竹田教育事務所	総務課 指導課
日田教育事務所	総務課 指導課

教育センター	総務企画部 総務担当、企画・調査研究担当 教科研修・ICT推進部 基本研修担当、専門研修担当 特別支援教育部 教育相談部
くじゅうアグリ創生塾	事業課
大分県立図書館	総務企画課 総務企画担当、資料管理担当 サービス課 児童サービス担当 情報サービス担当 郷土資料利用担当 学校・地域支援課 図書館・学校支援担当 地域学習支援担当
香々地青少年の家	事業課
九重青少年の家	事業課
歴史博物館	総務課 企画普及課 学芸調査課
先哲史料館	
埋蔵文化財センター	総務課 企画普及課 調査第一課 調査第二課